

清須市立図書館改修工事設計業務プロポーザル実施要項

平成22年12月16日

第1 目的

この要項は、清須市が設置する清須市はるひ保健福祉センターを清須市立図書館への改修工事に係る設計監理業務を委託するにあたり、技術提案書を求めることにより、優れた設計候補者を選定するための手続き等について必要な事項を定めるものとする。

第2 名称

清須市立図書館改修工事設計業務プロポーザル

第3 プロポーザルの方式

指名型プロポーザル

第4 日程

- (1) 技術提案書提出通知日
平成22年12月20日（月）
- (2) 意志確認の提出期限
平成22年12月22日（水）
- (3) 質疑受付期限
平成23年 1月6日（木）
- (4) 技術提案書の提出期限
平成23年 1月28日（金）
- (5) 技術提案書審査
平成23年 2月中旬
- (6) 審査結果の通知
平成23年 2月中旬

第5 提出意志の確認

技術提案書の提出意志の確認のため、提出意志確認書（様式1）を提出させるものとする。

第6 質疑応答

- (1) 質疑は質疑書（様式2）によるものとする。
- (2) 質疑がある者は、質疑受付期限までに提出（FAX・E-Mail可）するものとする。
FAX：052-409-8882 E-Mail：shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp
- (3) 現地調査は、市教育委員会の指定する日程のみとする。
※ 12月22日・24日・25日を予定。事前に教育委員会生涯学習課へ訪問者の報告をし、事務室に訪問してから時間内（9時～16時迄）にて見学を行うこと。
- (4) 回答はまとめてFAXもしくはE-Mailで送付します。

第7 関係書類

- (1) 提出方法
 - ア 技術提案書は1業者に対し1案とする。
 - イ 提出は持参、郵送、宅配いずれも可とする。
 - ウ 提出後は提案書の修正、差し替えは認めないものとする。
- (2) 提出書類
 - ア 様式3—1～4 ※課題5及び6に関しては任意の書式とする。

課題（本要項第13）に対する提案

イ 様式4-1~2

事務所、担当者の経歴等

ウ 概算額（1部） ※書式は任意です。

事業に係る改修工事・管工事・電気工事・什器設置工事の概算額とする。なお、管工事及び電気工事、什器設置工事の工種は改修工事に含めること。

第8 審査方法

(1) 審査委員会

別に定める「清須市立図書館改修工事設計業務プロポーザル審査委員会設置要項」による。

(2) 技術提案書を書面審査し、特定する。

第9 特定の通知

(1) 審査の結果は文書により通知する。

(2) 電話、手紙等による結果の問い合わせには応じないものとする。

第10 技術提案書の取扱

(1) 提出された技術提案書は、本市に無断で使用しないものとする。

(2) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却しないものとする。

第11 改修工事計画の概要

(1) 改修工事する施設は、次の施設とする。

ア 住所 清須市春日夢の森2番地

イ 施設名 清須市はるひ保健福祉センター

※ 実施設計の実施のための、配置図や平面図・立面図・改修工事等の基本設計と見積

(2) 基本方針

現在既設の清須市はるひ保健福祉センターは、高齢者福祉施設及び保健センターとして使用しているが、清須市公共施設のあり方の基本方針を受け、春日町との合併において生じた施設の転用について検討がなされた。その結果、清須市はるひ保健福祉センターを改修して図書館に転用することとなった。

図書館としての構造は満たしていないが、現状の施設の構造の範囲内で図書館へ改修するに当たり、施設の空間を有効に使い、図書館としての機能を十分満たすことのできる技術提案を求めるところを目的とする。

(3) 改修を行う基準

① 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）を遵守し、耐震基準を満たす範囲内で、いかなる改修も可とする。参考：転用に関する積載荷重検討書

② 図書館として利用者が使いやすいようにすることを最優先とするが、合わせて管理運営しやすいことも重要である。

③ 児童図書コーナーには、読み聞かせの部屋と乳幼児授乳室等を考慮する。

④ 視聴覚(DVD・CD)コーナーの設置を考慮する。

⑤ 閉架図書は約4万冊以上を確保し、全体で15万冊を目安とする。

⑥ 視聴覚機能を備えた研修室（学習室）を設置する。

⑦ 閲覧机・学習机などをスペースに有効配置する。

⑧ 1階の閉架書庫と2階事務所をつなぐ荷物用リフトを設置する。

⑨ 図書システム導入における機器の設置についても配慮する。

⑩ その他図書館として必要な設備を考慮すること。

(4) 改修工事費

什器設置工事を含めて4億円(消費税を含む。)を目安とする。なお、4億円を大幅に上回る場合は、事前に双方において協議とするので申し出ること。

※上記経費には、改修工事に伴う浄化槽やその他関連する費用を必ず含めるものとする。

(5) 建築面積等

建築面積 1,979.51 m²

床延面積 3,118.36 m²

(6) 建築制限等

建築基準法はもとより関係法令等を必ず遵守して計画すること。特に、近隣の住宅立地に十分配慮したものとする。

ア 用途地域

第一種中高層住居専用地域

イ 建ぺい率

60%

ウ 容積率

200%

(7) 附帯設備等

改修工事に係る既設浄化槽の移設(必要な場合)

(8) 設計監理料

ア 工事費4億円(税込)の設計の料率は2.109% [料率は工事費により変動する。]

イ 工事費4億円(税込)の監理の料率は1.572% [料率は改修工事契約金額により変動する。]

(9) 添付資料

敷地・施設の平面図、公図(1/1000)

第12 全体スケジュール(予定)

(1) 設計プロポーザル

平成23年2月中旬

(2) 実施設計

平成23年4月～平成23年7月

(3) 改修工事時期

平成23年9月～平成24年3月

第13 提案課題

技術提案の課題(様式3-1～4)は、次のとおりとする。また、設計者の立場から、注意すべき事項がありましたら、必ず明記して下さい。

(1) 建設、管理コストを抑える方法に関する提案

(2) 環境(エコ)に配慮した施設に関する提案

(3) 利用しやすく・人にやさしく・開放的な施設に関する提案

(4) 多目的ホールは、原則改修を考えていないが、利用方法に関する提案

(5) 施設をイメージできる簡単な平面図、外観図(立面図)

(6) 各工事の概算工事費積算書(大内訳程度)

第14 その他

(1) 本要項に基づく内容については、平成23年度当初予算において必要額が措置されなかった場合は締結しない。

(2) 技術提案書の作成、提出及びプロポーザル審査に関する費用は、提出者の負担とする。ただし、不選定業者には、技術提案書作成委託料として各2万円支払う。

附 則

この要項は、平成22年12月16日から施行する。